

平成 28 年修正千代田区地域防災計画（素案）に対する意見と区の方

1 提出された意見の区分及び件数

提出者区分	区内に住所を有する者	区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	区内在勤者	区内在学者	その他計画等に利害関係を有する者	合計
意見数	0	0	1	0	0	1

2 平成 27 年修正千代田区地域防災計画（案）に対するご意見と区の方

No.	該当箇所	ご意見の内容	区の方	計画への反映
1	風水害対策編第 2 部	<p>全般的に見て、具体的な記載をしていない箇所は、詳しく施策を明記するべきである。</p> <p>① P 2-6（風水害編） 「区は、区内における地盤の沈下量や観測井における地下水位の情報収集・監視を継続的に実施する。」 どのように実施するのか明記していない。</p> <p>② P 2-7（風水害編） 「伊勢湾台風級の高潮（A.P+5.10m）に対処しうよう、神田川、日本橋川の護岸の整備を促進する。」 どのように整備するのか明記していない。</p>	<p>①ご指摘のありました内容は、実際には都が実施している事項であり、区が実施しているものと誤って記載しておりました。そのため、区が実際に行っている内容を具体的に記載いたします。</p> <p>②神田川については、日本橋川分派点（三崎町）より下流が高潮対策対象区間であり、ほぼ高潮に対応できる堤防高になっているため、削除します。 日本橋川の護岸は、平成 25 年度末の時点で約 9 割が伊勢湾台風級の高潮（A.P +5.10m）を超える A.P +5.50m に達しています。首都高速道路出入口付近、橋梁取付部付近等の未整備部分についても現在、都が高潮を防御するための計画を策定し、今後整備を予定しているため、本計画もそのように修正します。</p>	<p>修正</p> <p>修正</p>